

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（395）」

2. 日時：平成28年8月16日 13時30分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内管理官補佐、櫻井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループマネージャー 他3名

5. 要旨

- （1）原子力規制庁は、東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ」における格納容器貫通部の取扱いについて事実確認を行った。
- （2）原子力規制庁から、今後も確認をしていく旨を伝えた。
- （3）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲に関する図面類